

平成30年度 公益財団法人埼玉県体育協会第三回定例理事会 議事録

日 時 平成30年12月18日（火） 午後2時より
会 場 スポーツ総合センター 301・302 研修室
出席者 <理事> 28名中、24名出席
羽鳥 利明 宮内 孝知 茂木 敬司 新井 彰
河本 弘 新島 隆光 森田 進一 後藤 節哉
上羅 廣 高橋 良雄 増田 秀雄 大塚 賢一
山崎 正治 浅見 茂 山下 誠二 萩原 篤大
松中 直司 尾崎 豊 小林 正幸 大保木道子
井上 寿枝 久保潤二郎 遠山 正博 工藤由起子
<監事>
青砥 修二 原口 博 堀口 信孝
<事務局>
栗原 健一 野澤 誠一 久保 吉史 阿部 隆宏
廣崎 正彰 富田 聡

栗原事務局長 只今から、平成30年度公益財団法人埼玉県体育協会第三回定例理事会を開会致します。
開会にあたり、定足数の報告をいたします。理事数28名、内24名出席により本会が成立しました事をご報告いたします。
本日ははじめに、河本専務理事から報告事項がございます。
河本専務理事、お願いいたします。

河本専務理事 1点ご報告いたします。
本会代表理事副会長の羽鳥利明氏が、本年10月1日付で、県立武道館の館長に就任いただきました。就任から時間がたっておりますが、ご報告する機会がございましたので今回ご報告いたします。
県立武道館の指定管理につきましては、本会と株式会社サイオーとの共同体で指定管理を受け、今期で3期目に入っております。この協定書の中で、館長が変わった場合は、県に届け出ることが義務付けられていますことから、羽鳥代表理事副会長が館長に就任した旨届け出たため、本日のご報告となりました。

栗原事務局長 それでは、改めまして、公益財団法人埼玉県体育協会羽鳥利明代表理事副会長のご挨拶を申し上げます。

羽鳥副会長 皆さんこんにちは。9月18日以降の大きな動きについて、何点か申し上げます。1点目は、福井国体であります。10月9日に閉会いたしました。副会長はじめ理事の皆様にご激励をお願いしたところがございますが、当初の目標の天皇杯・皇后杯ともに3位以内の獲得が残念ながらできませんでした。副会長を仰せつかった一人として深くお詫び申し上げます。
また、その敗れた原因等につきましては、選手強化対策委員会等でご検討いただけるものと思っておりますが、来年の茨城国体に向

けまして、年明け1月には冬季国体が始まります。北海道という厳寒の地ではございます。選手団には気をつけて行ってください。

今日は、お手元にある資料について、お諮りすることとなりますが、定款の変更等について、事務局から説明させていただきます。慎重審議をお願いするとともに、協議事項につきましては、是非ともご承認いただきますようお願い申し上げます。

栗原事務局長 ありがとうございました。
それでは議事に入ります。議事の進行は、規定に基づき羽鳥副会長に議長をお願いいたします。同じく、羽鳥代表理事と出席監事の方に議事録の署名をお願いいたします。

羽鳥副会長 それでは暫時、議長を務めさせていただきます。議事録署名につきましては、監事の皆さんにお願いを致します。
それでは議事に入ります。第一号議案「本会の名称改称の趣意書について」を議案と致します。
河本専務理事説明をお願い致します。

河本専務理事 それでは、第一号議案「本会の名称改称の趣意書について」でございます。
お手元の資料「公益財団法人埼玉県体育協会名称変更に伴う趣意書について」をご説明させていただきます。
平成30年9月18日開催の第2回理事会において、本会の名称改称について議決をいただきました。お示しの趣意書を事前に文書で提示させていただきました。各理事の皆様からのご指摘等はお受けしませんでした。つきましては、趣意書について、ご協議願います。
また、英語表記につきまして、さいたま市から同様の標記はどうなんだというご質問等もお受けいたしました。それぞれ独立した組織なので同様の標記になることもあり得ますが、本会といたしましてはこのような英語表記を定めさせていただきたいと考えております。また、その他といたしまして、県を意味するprefectureが入っている県はあるのかというご質問ございましたが、一部使用している団体・自治体がありましたが、定款に明記されているものではなく俗称として使われているものであり、本会に直接かわりのあるものではないと判断させていただきました。以上ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

羽鳥副会長 趣意書につきましては、説明があった通り、前回と変わっていないようです。
ただ今の説明について何かご質問等ございますか。

山下理事 さいたま市は、Cityを入れるので大丈夫です。

- 羽鳥副会長 それではお諮りいたします。
第一号議案「本会の名称改称の趣意書について」原案のどおり、
ご承認いただけますでしょうか。
よろしければ拍手を持ってご承認願います。
- 理事 拍手によって承認する。
- 羽鳥副会長 第一号議案は、原案の通り承認されました。
それでは次ぎに第二号議案「本会定款並びに細則等の改定につ
いて」審議といたします。
河本専務理事説明をお願い致します。
- 河本専務理事 それでは、第二号議案「本会定款並びに細則等の改定について」
でございます。
本会定款並びに細則等について、詳細ご覧いただきますが、13頁
の基本財産の項に変更がございましたので併せて変更させてい
ただきます。
また、15頁の評議員の選任方法についても一部改訂いたして
おりますので併せご審議くださるようお願いいたします。それ
では、お手元の資料に基づき、1頁ごとをお願いいたします。
- 羽鳥副会長 それでは、既に、事前にお送りいただいております定款・細則の
資料をご覧いただきたいと思えます。大事なことです、頁ご
とに確認していきたいと思えます。
はじめに、1頁と2頁をご覧下さい。第1章の総則から始まり
ますが、この部分について、ご意見等ございましたら願います。
- 河本専務理事 1頁の定款名を「公益財団法人埼玉県スポーツ協会定款」に変更
し、第1条の「この法人は公益財団法人埼玉県体育協会」を「こ
の法人は公益財団法人埼玉県スポーツ協会」に変更し、その後
に（以下「本会」という。）を加えさせていただきたい。以降赤字
の抹消・追加はご覧のとおりですがご確認いただきたい。
- 羽鳥副会長 理事の皆様からその他のご意見がありましたら願います。
- 上羅理事 目次2頁目の埼玉県体育賞表彰規定の名称について、変更する
ことになりますか。
- 栗原事務局長 本日は、定款の変更につきまして集中審議いただき、4月1日改
定となります。評議員会にかけない諸規定の改定につきまして
は、次の理事会で改めてご提案させていただきます。
- 羽鳥副会長 それでは、1頁・2頁よろしいでしょうか。
- 河本専務理事 もう1点補足をさせていただきます。

定款並びに細則の全文にわたりまして、体育・スポーツという表現が出てきますが、総務委員会でこれは付点なのか所謂中・なのか、どちらを用いるべきか、事務局でしっかり検討するようご指示いただいております。検討したところ、日本スポーツ協会の文例や中・の使い方について、名詞の並列の場合や物事を列挙するときに用いる使い方から、以下の文章のところに、体育・スポーツとある中で、体育協会・スポーツ協会あるいは、体育部門・スポーツ部門と並記させていただく形で処理していただきますので補足させていただきます。

羽鳥副会長 ありがとうございます。それではそれをお含みのいただき、1頁・2頁につきまして、ご発言よろしいですか。

それでは、3頁・4頁更に5頁・6頁、この部分は理事の皆さんから特にご意見がなかったところですから、7頁・8頁を含みまして、3頁から8頁まで、ご発言がありましたらお願いします。

河本専務理事 8頁につきまして、第8章加盟団体第38条の(2)埼玉県各市町村の地域を統括代表する体育・スポーツ団体とありますが、体育は削除していただき、統括代表するスポーツ団体という表記にさせていただきたいと思っております。

羽鳥副会長 ありがとうございます。ほかにご発言ございますか。

羽鳥副会長 次に9頁から12頁について、ご検討をお願いします。

河本専務理事 11頁第14章埼玉県スポーツ指導者協議会第54条に公益財団法人日本スポーツ協会(以下「日体協」という。)とありますが、この後、日本スポーツ協会がでてこないことから(以下「日体協」という。)を削除をお願いします。
続きまして、第15章本会及び加盟団体並びにその構成員の義務等第55条公益財団法人埼玉県スポーツ協会(以下「本会」という。)とありますが、この部分を本会とし、公益財団法人埼玉県スポーツ協会(以下「本会」という。)を削除させていただきたい。

羽鳥副会長 ありがとうございます。
9頁から12頁について、よろしいでしょうか。

羽鳥副会長 次に13頁から14頁について、ご検討をお願いします。

河本専務理事 補足させていただきます。財産種別の投資有価証券の中で上段の国債と彩の国みらい債につきましては、既に5年満期が過ぎておりますことから、新しく購入いたしました購入年度に変更させていただきたい。

羽鳥副会長 ありがとうございます。満期での変更ということでございます。
13頁・14頁よろしいでしょうか。

羽鳥副会長 次に15頁と16頁の細則についてお願いします。

河本専務理事 補足させていただきます。第7条評議員選定委員会であります。
この度、100周年特別委員会の設置について理事会でご承認
いただきましたが、森評議員に、100周年特別委員会の委員長
にご就任いただきました。公益財団法人においては、評議員が本
会の他の役を兼ねることはできないという決めがございます。
このことから、ご本人のご意志で評議員を辞任する辞任届が提
出されました。そこで、辞任届を受理し、評議員選定委員会を開
催し、解任の手続きをいたしました。
しかしながら、解任のうち、ご自身の意思で辞任する場合は、文
書のとおり、会議を開かずとも、それに代わる電磁的な記録など
で、委員の皆様にご判断をいただくという処理の仕方もある
のではないかと評議員選定委員会委員長から話があり、そ
の旨、然る機関で内容を検討いただき規定の変更をお願いした
いということでしたので、それに該当する項を起こさせていた
だきました。

羽鳥副会長 第7条についての説明がありました。よろしいでしょうか。

羽鳥副会長 16頁はいかがですか。

河本専務理事 16頁についても一部補足をさせていただきます。
第7章役員等第16条(1)公益財団法人日本スポーツ協会及び
都道府県体育・スポーツ協会連合会とありますが、このような名
称は実在いたしません。誤植であります。ここの標記は都道府県
体育協会連合会という正しい名称に変更させていただきます。
それから(3)加盟市町村体育・スポーツ協会とありますが、協
会が加わり、加盟市町村体育協会・スポーツ協会となります。

羽鳥副会長 ありがとうございます。15頁・16頁につきましてよろしいで
しょうか。

羽鳥副会長 次に17頁と18頁をご覧いただきたいと思えます。
これにつきましても、河本専務理事何かありますか。

河本専務理事 (4)加盟学校体育団体及び組織団体の体育・スポーツ部門とあ
りますが、体育の後に部門が入り、体育部門・スポーツ部門とな
ります。

羽鳥副会長 ありがとうございます。17頁・18頁につきましてよろしいで
しょうか。
次に19頁と20頁をご覧いただきたいと思えます。

- 河本専務理事 第23条の(市町村体育・スポーツ協会)が(市町村体育協会・スポーツ協会)になります。併せまして、定款第38条の規定による本会加盟の市町村体育・スポーツ協会、1の市体育・スポーツ協会及び2の町体育・スポーツ協会は協会が加わり体育協会となります。
同様に第25条の定款第38条の規定による本会加盟の組織団体の体育・スポーツ部門は、体育の後に部門が加わります。
- 羽鳥副会長 ありがとうございます。19頁・20頁につきましてよろしいでしょうか。
- 羽鳥副会長 次に21頁と22頁をご覧いただきたいと思います。
- 河本専務理事 同様でございますが、21頁の(1)イ(イ)と(2)の市町村体育の後に協会が加わります。(4)組織団体の体育の後に部門が加わります。また、アの概ね県内の該当種類の体育・スポーツ組織は体育・が削除になります。
続いて21頁は(2)の市町村体育の後にそれぞれ協会が加わります。それから、(4)の組織団体の体育の後に部門が加わります。
- 羽鳥副会長 ありがとうございます。最初に説明のあった部分の訂正でございます。それでは、21頁・22頁につきましてよろしいでしょうか。
- 増田理事 今後市町村の体育協会が名称変更をした場合、県の体育協会へ提出する特定の名称変更の届出用紙はあるのでしょうか、どういう形で報告すればいいのでしょうか。松伏町では来年の4月1日に名称変更を予定しております。
- 栗原事務局長 加盟団体は、現在届け出いただいている事項に変更があった場合は、速やかに届け出ることとなっております。団体名が変更となった場合は、その旨を文書で報告いただければ結構です。
- 羽鳥副会長 よろしいでしょうか。次に23頁と24頁をご覧いただきたいと思います。
- 河本専務理事 第10章加盟団体協議会ですが、第35条(2)の市町村体育の後に協会が加わります。(3)学校体育団体及び組織団体の体育部門とありますが、体育部門・スポーツ部門とスポーツ部門を加筆していただきたい。続きまして24頁の第36条(2)に市町村体育の後に協会が加わります。(3)では組織団体の体育の後に部門が加わります。
- 羽鳥副会長 ありがとうございます。23頁・24頁につきましてよろしいでしょうか。

- 羽鳥副会長 次に25頁、26頁、27頁、28頁についてお諮りしたいと思います。河本専務から何かありましたらお願いします。
- 河本専務理事 28頁でございますが、第12章事務局及び職員、第47条の2項(16) 体育・スポーツに関するところがありますが、この体育は削除し、同様に(17) その他体育・スポーツの体育を削除いただきたい。
- 羽鳥副会長 ありがとうございます。26頁から28頁につきましてよろしいでしょうか。
次に29頁以降につきましては、29頁・30頁は特になしでよろしいですか。
- 羽鳥副会長 次に31頁・32頁は皆様からご意見はいただいておりませんでした。次に33頁・34頁につきまして、このページにつきましても特にご意見はいただいておりません。次に35頁・36頁につきましても、特にご意見はいただいておりません。
- 河本専務理事 36頁ですが、この細則は、平成30年4月1日から施行するところがありますが、平成31年に訂正願います。
- 羽鳥副会長 それでは、平成31年に訂正いただきます。次に37頁・38頁・39頁について、何かありましたらお願いします。
- 河本専務理事 こども別表Ⅱ-1(第三十五条関係)の市町村体育の後に協会を加えていただきたい。別表Ⅱ-2(第三十六条関係)も市町村体育の後に協会を加えていただきたい。
- 羽鳥副会長 ありがとうございます。本来でしたら司会からもう一度確認をすべきでありますけど、司会が発言し混乱を招くといけませんので今申し上げた部分について、事務局で整理いただくこととさせていただきます。
- 井上理事 団体の中に体育として残っている団体があるので、第2章の目的及び事業のところでは体育を全てスポーツに改訂していますが、内容からすると、スポーツ団体ではなく、学校体育連盟です。体育の授業はまだスポーツではありません。学校の中では体育という名称で授業が進められています。スポーツという別な科目もあります。体育が残ってもいい部分があるのではないかと感じています。ご検討いただければありがたいと思います。
- 河本専務理事 趣意書のところでもあるいは9月の理事会でも申し上げましたが、以前は体育という概念が、スポーツを含むという形で日本では使われており、そういう経緯・歴史があったと思いますが、今は、スポーツという言葉の中に体育が含まれている、そういった

概念で、定款も考えたところでもあります。もちろん、学校体育という言葉は現実的に使用され、その価値も多くの方に理解されていると思います。決して体育を軽んじた形での変更ではございません。私どもの考えとしては、スポーツの中に体育が含まれているということでこのような表現にさせていただいたということです。

羽鳥副会長 よろしいでしょうか。

大保木理事 私も井上さんと同じような意見なのですが、37頁の別表Ⅲ-1の学校体育団体は、そのまま残るのですか。

河本専務理事 その通りです。固有名詞ですのでそのまま残ります。

羽鳥副会長 全体的に他にございませんか。

増田理事 今協議している内容とはちょっと違いますが、第42条(1)の倫理委員会にセクシャルハラスメントについて述べられておりますが、パワーハラスメントを入れるお考えはあるのでしょうか。かなり報道等されておりますので。今後どのようなお考えかお聞きしたい。

栗原事務局長 ただいまのご質問につきまして、細則の部分についてお話しただいていると思います。細則につきましては、随時理事会で、改定していくものでございますので、パワーハラスメントを明記する必要もある時は、理事会提案又は理事の提案としてご検討いただくことになるかと思っております。

羽鳥副会長 ありがとうございます。その他全体的に他にございませんか。それでは、お諮りいたします。第二号議案「本会定款並びに細則等の改定について」原案どおりご承認いただけますでしょうか。よろしければ拍手をもってご承認願います。

理事 拍手によって承認する。

羽鳥副会長 第二号議案は、原案の通り承認されました。それでは次に第三号議案「スポーツ科学委員会規程の改定について」議案とします。こちらは、担当の野澤事業部長に説明をお願いいたします。

野澤事業部長 改定の理由といたしましては、現行の規程は、平成25年3月15日から施行されていますが、現状の活動に反映されていない内容となってしまうため、見直しを行い改定することといたしました。詳細につきましては、見直し箇所に記載させていただきました。

資料2をご覧ください。左側に現行規程を、右側に改定案を記載しております。新しいものには書かれているものは、スポーツ科学委員会で設けた細則に記載されていたものを規程の中に落とし込んだものです。また、第5章専門部会を新しく記載いたしました。
現状に合わせた形で見直しをさせていただきました。

羽鳥副会長 ありがとうございました。今までのものを整理し、規程に盛り込んだということ形で用いそうですね。

野澤事業部長 スポーツ科学委員会の中にある4専門部会を記載させていただいた。

羽鳥副会長 ありがとうございました。ただいまの説明について何かご質問等ございますか。

久保理事 1点だけ、新規程の第3条「この委員会は、次の委員で構成する。」の専門部会長・副部会長 8名とありますが、専門部会がここで初めて出てきます。専門部会については、第5章に記載されていますが規定としておかしくないですか。

野澤事業部長 スポーツ科学委員会の構成を先に書かなければならないことからこのような形となった。何かいい案があればご指示いただきたい。

遠山理事 専門部会長の頭に第5章に規定すると入れたらいいのでは。

松中理事 それもあると思いますが、通常、専門部会が5章で定義づけられて、そこで決まるので、その人が委員となるので第3条に出てくるのはおかしくなるので、第6条に専門部会長・副部会長は委員になる旨を記載したらいいのでは。

宮内理事 最初に構成を決めておかないといけないのではないか。

羽鳥副会長 皆さんいろいろご意見がありましようが、今のご意見をもとにご検討いただくこととして、全体的としてこの規程につきましてご了解いただき、細部については、後ほどご報告することとしたいと思います。
訂正箇所もございましたが、基本的な部分でのご了解をいただきたいと思っておりますので、スポーツ科学委員会規程の改定につきましても、一部検討事項はありますが、この場では、ご承認をいただければありがたいと思います。
よろしいでしょうか。

理事 承認する。

羽鳥副会長 とりあえず第三号議案は原案通り決したこととさせていただきます。
次に報告事項ア「代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について」河本専務理事ご報告願います。

河本専務理事 お手元の資料3をご覧ください。代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況についてですが、本会の定款第25条6項に理事会に報告しなければならないという規定がありますので、これに基づきご報告いたします。
概要のみとさせていただきます。第73回国民体育大会結団式を埼玉会館で9月21日に挙行されましたが、羽鳥副会長はじめ全副会長の皆様にご出席いただきました。そして、9月9日から17日までが、いわゆる会期前競技でございましたが、本大会につきましては、9月28日（金）に出発いたしまして、9月29日の総合開会式そして10月9日の総合閉会式をもって終了いたしました。会長はじめ副会長の皆様にご出席いただき、総合開会式では大雨の中、行進いただいたこともありました。
10月1日、羽鳥代表理事副会長には、県立武道館の館長にご就任されたところがございます。
少し飛びまして、10月21日、ジャパンライジングスターとして本県が拠点県となっているボート競技のI期生の修了式と次のステップへの壮行会を戸田漕艇場で開催いたしました。
11月に入りまして、1日・2日と二日間にわたり、関東地区の体育協会等連絡会議を開催いたしました。これは毎年開催されておりますが、本年は本県が当番県でございましたので、ラフレさいたままで開催いたしました。
11月3日・4日には、男子の東日本実業団対抗駅伝競走大会と中学生の埼玉県駅伝競走大会が熊谷スポーツ公園陸上競技場を中心として開催されました。
11月13日には、第73回国民体育大会解団式・表彰式が埼玉会館で執り行われたところです。
11月18日には、新座市体育協会60周年記念がございまして、宮内副会長にご出席いただきました。
11月23日には、山梨県体育協会90周年をむかえ、羽鳥副会長にご出席いただきました。
11月26日・27日にかけて、競技別強化対策会議を開催し、第73回国民体育大会の反省と第74回国民体育大会に向けての取り組みを協議するため、関係競技団体の皆様に集まっていたところでした。
12月5日には、選手強化の重要な取り組みであります、ジュニア層の発掘・育成・強化の流れを、それぞれの競技団体の皆様にお集まりいただき、中体連、高体連の先生方にも加わっていただき、各競技ごとにそれぞれ実情が違いますが、途切れのないあるいは一貫した選手の育成・強化の方策をどのようにしたらいいのかを話し合う、競技団体ジュニア強化対策合同会議を開催いたしました。

12月15日には、日本スポーツ協会が主催しますスポーツインテグリティ研修会に参加いたしました。これは、昨今話題になっております競技団体・スポーツ団体のいわゆる高潔性とか誠実性とかを確保するために、中央競技団体あるいは都道府県体育協会等が、どのような形でそういったものを確保するか、研修するかあるいは周知するかといったことについての研修でございました。
以上報告させていただきました。

羽鳥副会長 ありがとうございます。「代表理事及び業務執行理事の職務の執行状況について」ご説明させていただきました。何かご質問等ございますか。
ないようでありますので、次に、報告事項イ「委員会等報告について」です。
こちらは内容ごとに区切って報告いただき、最後にまとめて質疑を受けたいと思います。
最初に専門委員会と特別委員会についてご報告いただきたいと思います。
はじめに総務委員会お願いいたします。

宮内副会長 総務委員長を務めております宮内です。
第4回総務委員会を先週の12月11日に行いました。この理事会の議題等を整理させていただきました。簡単ですが以上報告です。

羽鳥副会長 ありがとうございます。次に広報委員会お願いします。

井上理事 宮下委員長欠席のため代わりに井上が報告させていただきます。
スポーツ埼玉282号、福井しあわせ国体特集号を11月10日に発行させていただきました。本日皆様に配布させていただいております。また、73回国民体育大会において活躍のあった競技を中心に1階のロビーに写真を展示してありますのでお帰りの際には是非ご覧いただければと思います。なお、スポーツ埼玉283号ですが、2月に発行を予定しております。特集等につきましては、現在調整中でございます。完成次第皆様にお配りさせていただきます。以上でございます。

羽鳥副会長 ありがとうございます。次にスポーツ科学委員会お願いします。

野澤事業部長 第3回コーチング専門部会を11月6日開催いたしました。内容につきましては、資料のとおりです。また、(1)の第1回埼玉県スポーツ指導者研修会につきましては、後ほど事業報告で説明させていただきます。
第2回スポーツ科学専門部会を10月31日に開催いたしました。内容につきましては、資料のとおりです。以上でございます。

羽鳥副会長 ありがとうございます。次に100周年特別委員会お願いします。

河本専務理事

理事会においてご承認いただきましてスタートした100周年特別委員会ですが、10月23日に第1回委員会を開催いたしまして、委員長に森正博氏、副委員長に三戸一嘉氏、小原敏彦氏、羽鳥副会長にご就任いただきました。

なお、この副委員長お3方につきましては、資料でお示しの3部会の設置が委員会でお認めいただいた関係から、部会の部会長に就任いただくかたちで進めさせていただいております。各部会ですが、11月19日に記念式典部会を、11月29日に記念し部会を、12月4日に事業部会をそれぞれ開催いたしました。第2回100周年特別委員会を3部会の報告等をまとめるというかたちで、12月10日に開催いたしました。

参考1をご覧ください。特別委員会では、このようなことが審議されまして、このようなかたちで100周年の事業等を進めてまいりたいとの話し合いがなされております。本来内容につきましては理事会でご協議いただき、ご決議いただき実施するものだと思います。本日は、このようなかたちで進捗していることをご報告させていただきます。

まず、1点目は、公益認定事業として県に変更認定申請が必要となるということです。2点目としましては、この100周年の当該年度を2024年4月1日から祝賀式典の日までと考えるしております。では、具体的な祝賀式典がいつか、資料にございますように、2025年2月26日が、100周年の当日にあたります。この日が水曜日でありますことから、式典としては平日開催が難しいこともあろうということで、少し前倒しをして、23日または22日の土日ではいかがかと検討を進めさせていただいております。内容といたしましては、式典の中に功労者の表彰、埼玉県体育協会の埼玉県体育章の作成、あるいは絵画・作文・写真コンクールを一般から公募したいということ。それから、記念切手の発刊、記念誌の発刊、記念誌をDVDにまとめた物の作成等が事業として考えられております。国民体育大会埼玉選手団のユニフォームのリニューアルについても、過去国体が2巡目に入りました際、昭和63年だと思っておりますが、ユニフォームをリニューアルいたしました。そして、平成16年の埼玉で2巡目の国体が開催された際にも埼玉選手団のユニフォームのリニューアルいたしました。現行のものは契約期間が過ぎておりますが、この機会にリニューアルすることを選択強化対策委員会等でご検討いただいたらどうだろうということで、選手団のユニフォームのリニューアルについて検討されております。

2ページ目には、主な工程です。一番大きなところでは、式典の開催の場所でございますが、今申し上げました事業を一つの会場で実施するとなりますと大きな会場が必要となります。現在のイメージでは、浦和にございますパインズホテルあたりがぎりぎりの広さかなと考えております。内容にもよりますが、600名から800名程度の方々にお集まりいただく規模になるのではないかと予想しております。また、大宮駅の西口に大きなホテル

が建設されております。これがいつ完成するのかは、不確定要素がありますが、候補になるかと思えます。いずれにしても、この年表に従いまして、先ほど申し上げました諸事業を順次着手して進めてまいりたいと考えております。
以上でございます。

羽鳥副会長

ありがとうございます。
それでは、只今の報告につきまして、何かご質問等ございますか。ないようですので、「主な事業について」、ご報告願います。
はじめに、「第73回国民体育大会埼玉県選手団解団式並びに表彰式について」願います。
廣崎競技スポーツ課長 はじめに第73回国民体育大会の成績ですが、天皇杯4位、皇后杯5位でした。第72回大会より男女とも健闘いただき得点は増やしましたが、天皇杯は3位から4位に、皇后杯は5位のままでした。解団式並びに表彰式ですが、11月13日、埼玉会館小ホールにおいて、選手・監督など約300名が参加し開催されました。男女総合優勝のテニス、相撲、バドミントン、ライフル射撃をはじめ、女子総合優勝団体、入賞団体、入賞者の表彰の他、特別表彰として、優勝5回、3回の優勝者へ銀杯が授与されました。以上です。

羽鳥副会長

ありがとうございました。次に第1回埼玉県スポーツ指導者研修会について願います。

赤木企画・
大会課長

第1回埼玉県スポーツ指導者研修会についてご報告いたします。昨年まで、ビクトリーサミットという名称で開催しておりましたが、本年度から、公益財団法人日本スポーツ協会の委託事業の都道府県スポーツ指導者研修会として開催いたしました。研修会の名称につきましては、委託事業であることから、都道府県の部分を埼玉県に置き換え、開催することが決められていることから第1回埼玉県スポーツ指導者研修会と変更しました。内容につきましては、セッション1でアンチ・ドーピング専門部会の高橋先生に、セッション3でコーチング専門部会の森先生に講演いただきました。参加者総数122名で、スポーツ総合センター講堂で実施いたしました。以上です。

羽鳥副会長

ありがとうございました。次に埼玉県ジュニアアスリート彩の国プラチナキッズ発掘育成業務について願います。

富田ジュニア
育成課長

1の育成プログラムですが、第5回から第8回まで実施いたしました。昨年度懸案であった水泳につきましては、第6回で水泳連盟のご協力により、飛込を中心に実施いたしました。また、オリンピック連続3大会出場の山岸氏から貴重な講演をいただきました。
2のメディカルチェック、医療相談ですが、スポーツ医学専門部会の先生方に協力いただき、メディカルチェックを小学校5年

生、医療相談を希望者に対し実施いたしました。

3の修了者に対するサポートですが、中学2年生に対し、体力測定とその結果に基づくフィードバック、栄養指導をスポーツ科学専門部会の先生方の協力を得て実施いたしました。

対外試合では、ラグビーに希望者が参加いたしました。県予選を1位と3位で通過し、1月に開催される中関東大会に出場することが決まりました。以上です。

羽鳥副会長 ありがとうございます。次にスポーツ人財飛翔事業トレーニングサポートについてお願いします。

野澤事業部長 スポーツ人財飛翔事業トレーニングサポートについてですが、二つの事例をご紹介させていただきました。特に1の自転車競技小泉選手につきましては、かなり成果が上がってきて、成績にも影響を与えてきていると思われれます。また、スポーツ総合センターのトレーニング場も引き続き会場として使用しております。以上です。

羽鳥副会長 ありがとうございます。次にジャパンライジングスタープロジェクトについてお願いします。

廣崎競技
ポーツ課長 ジャパンライジングスタープロジェクトは、昨年の11月から埼玉県が拠点県として、埼玉県ボート協会の全面的な協力を得まして、1期生の育成を図ってまいりました。10月19日から21日まで1期生最後の拠点県合宿が開催され、最終日の21日のトレーニング後には、閉会式及び壮行会を実施し、本会河本専務理事をはじめ多くの出席者から激励の言葉が贈られました。以上です。

羽鳥副会長 ありがとうございます。次に埼玉アイスアリーナについてお願いします。

栗原事務局長 埼玉アイスアリーナ事業についてご報告いたします。11月24日、25日に第23回全日本女子アイスホッケー選手権大会Bクラス関東ブロック予選会が埼玉アイスアリーナで初めて女子の公式戦が開催されました。平成26年から、スポーツ教室また女子中高生の育成に取り組みまして、初めての埼玉県の冠をつけて大会に参加することができました。1回戦は日本体育大学に対しまして、3ピリオドを1対1で終了し、ペナルティスローショット5人目で1点取られ、惜敗してしまいました。できましたら来年は勝ちまして全国大会に進みたいと考えております。また、ここに出場しました中学生3名、高校1年生1名につきましては、来る22日から日光ではじまりますJOCカップ、中高女子アイスホッケー女子大会に、関東選抜の一員として出場することとなりました。この大会を糧に頑張ってもらいたいと考えております。以上です。

羽鳥副会長 ありがとうございました。以上6件について、ご質問等ございませんでしょうか。
ないようですので、最後の報告「税額控除に係る証明書について」をお願いいたします。

栗原事務局長 資料5「税額控除に係る証明書について」をご覧ください。従前から、皆様方からのご寄付が、実質人数100名以上を継続5年間続けると、所得控除から税額控除の申請ができるとご説明してまいりました。念願がかないままして11月16日付で、税額控除に係る証明書をいただくことができました。皆様ありがとうございました。残念ですが、ご寄付いただいた方のうち11月16日以降にご寄付いただいた方が適応となります。本年度ご寄付いただいた方につきましては大変申し訳ございませんが、普通の所得控除をお願いしたいと思います。来年からは、税額控除となりますので、引き続きご協力をお願いいたします。以上です。

羽鳥副会長 ありがとうございました。何かご質問等ございますか。
よろしいですか、それではその他、何かございますでしょうか。

河本専務理事 私から補足させていただきます。
まず、最初にご審議いただきました定款について、決議いただきましたので、この後、3月の評議員会で承認いただく手続きを進めてまいります。
それから、委員会の報告のところで、申し上げましたが、100周年の特別委員会につきましては、部会の報告にとどめさせていただきましたが、年が明けまして第2回の特別委員会を開催いたしまして、具体的に特定資金の積立金の額や事業の中身などを協議いたしまして、3月の理事会に上程させていただきたいと思っておりますのでよろしくをお願いいたします。

栗原事務局長 日程の確認をお願いします。第4回理事会につきましては、明年3月8日（金）、同じくこの会場で2時30分開催予定です。また、理事会の日に各専門委員会等開催させていただく場合がありますので、本日同様、30分繰り下げさせていただき、3時開催とさせていただく場合もございます。
臨時評議員会につきましても、3月26日に開催させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。
1点修正をお願いします。先ほどご審議いただきました規定集の18頁、第22条（15）一般財団法人埼玉県ラグビー協会を一般社団法人に訂正ください。以上です。

羽鳥副会長 ありがとうございました。
年度末でお忙しいところではありますが、日程の調整をお願いします。
それでは、本日の議題等全て終了いたしましたので、以上をもち

まして、議長の座を下させていただきます。ありがとうございました。

栗原事務局長 羽鳥副会長におかれましては、議長の任をお務めいただき、誠にありがとうございます。
以上をもちまして、平成30年度第三回定例理事会を終了させていただきます。

午後4時30分終了